

# 平成28年度社会福祉法人江南市社会福祉協議会事業計画

## [基本方針]

家族や地域社会の絆の崩壊、昨今の経済格差に伴う“新しい貧困”問題等、社会・経済情勢の変化により、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。また、地域では、社会的排除や孤立、生活困窮者等、福祉課題や生活課題のある人を早期に発見し、その状況から脱却するため、個別支援による制度の活用だけでなく、既存制度では対応できない柔軟な社会資源の創出が求められています。

さらに、10年後には団塊世代が後期高齢者となり、「超少子・高齢社会」と「人口減少社会」が予測される中、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことのできる「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっています。

社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的な組織として位置づけられ、地域福祉の課題に向き合い、相談・支援を通じて解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組む使命があります。

本会は、「ふくしー誰もが ⑤だんの ④らしの ③あわせを実現できるまちづくり」を核とし、地域住民や区長・町総代、民生児童委員、ボランティア組織及び福祉団体や関係機関等と協働しながら、「1. 相互に支え合う地域づくりの推進」、「2. 総合相談支援体制及び安心して暮らすための仕組みづくりの構築」、「3. 良質な福祉サービスの提供等」、「4. 法人経営の基盤強化」の4点を重点的に展開しながら「総合支援型社協」（コミュニティソーシャルワーク）の構築を目指します。

特に、28年度及び29年度の2年をかけ、市行政の総合的な福祉政策の指針を示す「地域福祉計画」と本会の「第3次地域福祉活動計画」を一体的に策定し、市行政とともに、地域特性や社会支援に立脚した諸政策の体系的な位置づけや江南市の地域福祉における方向性を検討します。

昨年度から市行政より受託した「生活困窮者自立相談支援事業」と「生活福祉資金貸付事業」との連携をより深め、生活困窮者への自立と生活支援に努めます。また、自己判断能力が乏しい方への金銭・書類管理等を行う「日常生活自立支援事業」や児童・障がい者・高齢者等の権利擁護にかかる「江南市成年後見センター」の取り組み、障害者差別解消法に伴う啓発活動により、権利擁護体制の推進に努めます。

介護保険法や障害者総合支援法の適用を受ける一民間事業者として、質の高いサービス提供や人材の安定的確保及び養成に努め、事業の安定経営を図ります。特に介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に対応するため、介護保険事業の在り方等を検討します。

更に市民のみなさまからの会費、共同募金を積極的に誘導し地域福祉財源の確保に努め、市行政と連携して地域福祉の推進を図ります。

[重点目標] 以上の基本方針を進めるために次の事項を重点目標とします。

### 1. 相互に支え合う地域づくりの推進

- (1) 市行政が28年度及び29年度の2年間で策定期間とする「江南市地域福祉計画」と連携し、第3次江南市地域福祉活動計画との一体的策定を行い、江南市における地域福祉の方向性を検討します。
- (2) 第2次江南市地域福祉活動計画のもと、市行政と連携して、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。
- (3) ボランティア活動や福祉教育の振興に努めます。
- (4) 共同募金委員会、区長・町総代及び民生児童委員を始め、民間各種団体及び各福祉施設との連携を密にし、理解と協力を深め事業の効果的な推進に努めます。
- (5) 日常生活圏域を基盤としたふれあい・いきいきサロンや見守り活動を推進し、住民同士が支え合う地域づくりに努めます。
- (6) 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における生活介護及び介護予防の基盤整備に向けて、市行政と連携し、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置について検討します。

### 2. 総合相談支援体制及び安心して暮らすための仕組みづくりの構築

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業を市行政より受託し、生活困窮者への包括的かつ継続的な相談支援体制を通じた地域づくりに努めます。
- (2) 日常生活自立支援事業により、自己判断能力が乏しい方への金銭・書類管理等を通じ、権利擁護の推進に努めます。
- (3) 障がい者の地域自立生活を支援する市行政の「基幹相談支援センター」と連携を密にし、「障害者相談支援センター」の適切な運営に努めます。

- (4) 自己判断能力が不十分で、社会的支援が必要な方に対する後見業務の受任や後見手続の事務支援等を行う、江南市成年後見センターの適切な運営に努めます。

### 3. 良質な福祉サービスの提供等

- (1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の利益を保護し、質の高いサービスの提供に努めます。
- (2) 地域での支え合いを基盤とし、住民参加型福祉サービスやボランティアを中心とした社会資源の創出に努めます。
- (3) 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行に向けて、市行政からの委託事業である高齢者ホームヘルパー派遣事業及び高齢者生活支援通所事業のあり方について検討します。
- (4) 介護保険法及び障害者総合支援法における指定訪問介護事業者及び居宅介護支援事業者として、ホームヘルパー、ケアマネージャー等の人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に努めます。
- (5) 居宅介護支援事業者として、サービスの調整及び介護サービス計画の作成等介護支援に努めます。
- (6) 障がい者の地域移行及び地域定着支援（一般相談支援事業）及び障がい者のサービス等利用計画の作成（特定相談支援事業所）を行い、障がい者の地域自立生活支援を行います。
- (7) 情報開示、苦情解決等の体制の充実を図り、利用者本位の福祉サービス提供体制の整備に努めます。

### 4. 法人経営基盤の強化

- (1) 経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、地域社会への貢献等、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえた法人運営に努めます。

- (2) 適切な予算執行管理及び経理事務を行うとともに、中・長期的視点において財源確保に努めます。
- (3) 指定管理者として、老人福祉センター及び中央コミュニティセンターの適切な管理・経営に努めます。
- (4) 業務に応じた適切な人員配置、組織体制及び事務分掌を検証し、良質な経営に努めます。

## [各種施策及び事業]

### 1. 法人運営事業

本会の法人運営の基盤強化や円滑な運営、公聴広報活動、福祉人材の育成に努めます。

- (1) 理事会及び評議員会の適切な運営を行い、必要に応じて理事及び監事等の研修の実施や委員会等を設置します。
- (2) 区長・町総代のご協力のもと、会員の加入促進による会費収入の増額や公的資金の導入等により、安定した事業財源の確保に努めます。
- (3) 地域福祉活動の財源となる共同募金運動に対し、受配団体として共同募金委員会と連携し募金活動の促進を図ります。
- (4) 職員の適正な配置、組織体制及び事務分掌を検証し、組織としての職責を全うできる体制を整備するとともに、職員人事考課を実施し、合理的な人事管理と職員の能力開発、育成を図ります。
- (5) 職員の法令順守の徹底、衛生委員会における安全・衛生等の適正な指導、健康診断及びストレスチェックによる職員の健康管理、福利厚生計画に基づく福利厚生に努めます。
- (6) 個人情報保護規程及び特定個人情報（マイナンバー）事務取扱規程に基づき、個人情報及び特定個人情報の適切な取扱い及び安全管理措置を講じます。
- (7) 外部研修に積極的に参加するとともに、職員個々のスキルアップや日常業務の連携がスムーズに行われることを目的とした内部研修を実施及び若手職員の育成を行い、職員の資質向上を図ります。

- (8) 3市2町社会福祉協議会連絡協議会の運営に参画し、職員研修や他市町との情報共有を積極的に行い、ネットワーク強化に努めます。
- (9) 広報こうなん、報道機関への記事掲載及び会合や講座等、あらゆる機会に本会事業をPRし、広報活動の充実に努めます。
- (10) 社協ホームページを充実し、リアルタイムの福祉情報を市民に届けます。
- (11) 社会福祉士・介護福祉士を目指す学生の受け入れを行い、質の高い実習プログラムを行い、人材育成の支援に努めます。
- (12) 社会福祉法人制度の改革に向けて経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を検討します。
- (13) 専任職員の退職手当の支給を円滑かつ効率的に行うため、退職金の積立等を行います。

## 2. 地域福祉活動事業

地域における生きがい活動と地域の組織化を図り、相互の支え合い活動の推進に努めます。

- (1) ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援を実施し、新規開設を積極的に働きかけるとともに、協力スタッフの養成を実施します。
- (2) ふれあい・いきいきサロンスタッフを対象に介護予防プログラムの研修会の開催及び意見交換会を実施します。
- (3) ㈱東海理化ボランティアセンターと連携し、サロン活動を支援します。
- (4) 精神障がい者の地域の居場所であるフリースペース活動を支援します。
- (5) 地域住民及び関係機関とともに、精神障がい者の地域の居場所づくりの在り方について考える「江南市地域福祉推進セミナー」を開催します。
- (6) 単独移動困難者を対象に行う移送サービス事業を、ボランティアの協力を得て、適切に実施します。
- (7) 江南市民生委員児童委員協議会の活動を積極的に支援し、地域福祉部会の運営支援を行います。
- (8) 日常生活圏域における見守り活動を支援し、住民同士の支え合い活動の推進に努めます。

### 3. ボランティアセンター活動事業

ボランティアセンターの機能強化を図り、市民のボランティア活動への理解と参加の促進に努めます。

- (1) ボランティアセンターの運営、登録ボランティアグループへのボランティア活動保険の助成等、連携強化に努めます。
- (2) 登録ボランティアグループの活動を支援し、ボランティアニーズを充足するとともに、関係機関や当事者と意見交換会を実施し、新たなニーズの発見を行います。
- (3) 登録ボランティアグループの協力による各種講座等を実施し、ボランティアを育成します。
- (4) 視覚障がい者に対する情報保障及び社会参加の支援として、声の広報や点訳活動をボランティアの協力を得て実施します。
- (5) 聴覚障がい者に対する支援を、当事者団体、手話及び要約筆記のボランティアサークルと連携し行います。
- (6) ボランティアセンター運営委員会において、情報交換、事例検討を行い、運営委員会の活性化に努めます。
- (7) ボランティア相談を実施し、登録斡旋及びニーズの把握に努め需給調整を推進します。
- (8) 市民活動の中間支援組織と連携し、ボランティアの情報提供や交流活動を目的とした「ボランティアカフェ（仮）」の実施に向けた検討を行います。
- (9) 「ふくし江南ふれあいまつり」において実行委員会を組織化し、運営主体者として参画します。
- (10) 西尾張ブロックボランティアフェスティバルに参画し、近隣地域とのボランティア活動者との相互交流を図ります。
- (11) 外部からのボランティア活動に関する講演、講座の依頼に対し、積極的に職員を派遣します。
- (12) 西尾張ブロック社協災害救援担当者会議に参加し、災害時における災害救援ボランティアセンターの運営及び機能や要援護者への支援についての協議を推進し、災害に強いまちづくりに努めます。
- (13) ボランティア活動や地域での交流イベントを充実させるため、資機材の貸出を行います。

#### 4. 共同募金配分金事業

市民からの善意によって集められた共同募金の受配団体として、第2次江南市地域福祉活動計画の実践、地域福祉推進事業の実施や福祉関係団体への支援、福祉教育の推進、要支援者への援護等、あらゆる地域福祉の推進に努めます。

##### 《一般募金配分金事業》

##### 【江南市地域福祉計画及び第3次江南市地域福祉活動計画の一体的策定に向けた取組】

(1) 市行政が28年度及び29年度の2年間で策定期間とする「江南市地域福祉計画」と連携し、第3次江南市地域福祉活動計画との一体的策定を行い、江南市における地域福祉の方向性を検討します。

##### 【第2次江南市地域福祉活動計画の実践】

- (1) 多様な住民や福祉関係者の参画、市行政と連携を図りながら、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。
- (2) 日常生活圏域を基盤とした、住民同士の支え合いの仕組みづくりを継続して検討します。
- (3) 市行政、地域包括支援センター、関係機関と協働し、地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- (4) 認知症の啓発活動として、関係機関と協働し「認知症サポーター養成講座」及び「認知症徘徊者捜索訓練」に参画します。

##### 【本会事業の広報及び情報発信事業の推進】

- (1) 社協だよりを年6回発行し、本会事業の活動状況及び福祉情報を掲載し、情報発信の充実に努めます。

##### 【高齢者福祉事業の推進】

- (1) 満100歳の方に祝意を表します。

- (2) 75歳になられた方を対象にした敬老会を市行政と共催で開催し祝意を表します。
- (3) 結婚50周年を記念して祝意を表します。
- (4) 老人クラブ連合会のスポーツ・文化活動の支援及び各地区老人クラブの活動を支援します。
- (5) 認知症の方を介護する家族への支援として、江南認知症家族会の活動を支援します。

#### 【障がい児・者福祉事業の推進】

- (1) ボランティア・福祉団体との連携を強化し、当事者活動を支援します。
- (2) 福祉施設との連携と協働に努め、福祉施設が実施する地域住民との地域交流事業を支援します。
- (3) 障がい児・者地域生活支援助成事業を実施し、障がい児・者の地域生活の充実に努めます。
- (4) 第33回愛知県聴覚障害者大会の運営支援を行い、聴覚障がい者の福祉向上に努めます。

#### 【児童・青少年福祉事業の推進】

- (1) 児童公園遊具整備の補助事業を通じて、児童の遊び場づくりを推進します。
- (2) 子ども会連絡協議会の運営、優良子ども会の表彰及び各種大会の支援を行います。
- (3) ボランティアの協力を得て「わんぱくキャンプ」事業を実施します。
- (4) 子育て支援団体と連携し、地域における子育て支援に努めます。
- (5) ボーイスカウト及びガールスカウト活動を支援します。

### 【母子・父子福祉事業の推進】

- (1) 母子寡婦福祉会の運営を支援します。
- (2) 母子・父子家庭の新入学・卒業児童生徒の激励を行います。

### 【福祉育成援助事業の推進】

- (1) 福祉関係団体と連携を強化し、団体活動を支援します。
- (2) 市行政が開催する「江南市健康フェスティバル」と「第8回ふくし江南ふれあいまつり」を同日開催し、福祉関係者、関係機関、市民活動団体等と協働しながら、多くの市民への啓発、交流の場をつくり、ボランティア活動や福祉活動の理解、参加への促進に努めます。
- (3) 登録ボランティアグループ会員同士の座談会企画を実施し、地域福祉活動の人材育成のあり方について研究します。

### 【福祉教育事業の推進】

- (1) 江南市社会福祉協力校事業を実施し、学校における福祉教育を推進します。
- (2) 学校における福祉教育事業として「福祉実践教室」へ講師を派遣します。
- (3) 福祉施設や保育園の協力を得て、中・高校生を対象に夏休み期間における福祉体験学習事業を実施します。
- (4) 福祉施設や当事者団体の協力を得て、子どもフェスティバルに参画し、車いす教室、手話教室を実施します。
- (5) 福祉施設、当事者団体、登録ボランティアグループ、子ども福祉塾サポーターと協働して子ども福祉塾を実施し、子ども達の学びを深めます。
- (6) 福祉教育プログラム開発モデル指定校事業を実施し、1年間にわたって継続的かつ学年別に応じた福祉教育プログラムについて検討及び実践を深めます。

(7) 福祉教育事業として、身体障がい者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）を取り上げ、市民、児童・生徒に対し補助犬についての理解を促進します。

(8) 古知野高校生活文化科が取り組む「学校家庭クラブ」において、ボランティア活動や地域貢献活動を通じて生徒の学びが深まるよう支援します

#### 【社会的支援が必要な方への相談・援護事業及び市民生活の支援】

- (1) 弁護士の協力を得ながら、高齢者や障がい者等の社会的支援が必要な方、又はその家族を対象に権利擁護に関する「無料法律相談」を実施します。
- (2) 住民火災世帯に対し、見舞金を交付し激励します。

#### 《歳末たすけあい配分金事業》

#### 【社会的支援が必要な方への相談・援護事業及び市民生活の支援】

- (1) 社会的支援が必要な方へ金品配布事業等を行います。
- (2) 一人暮らし高齢者を主な対象にした、高齢者ふれあい食事会を古知野第一地区民生児童委員協議会の協力を得て実施します。
- (3) ボランティアグループやふれあい・いきいきサロンが行う歳末事業を支援します。

#### 5. 福祉センター管理事業

指定管理者として江南市老人福祉センター(1階)及び江南市中央コミュニティセンター(2階)の適切な管理・経営を実施します。

- (1) 江南市内に居住する60歳以上の方を対象に、看護師による健康相談の実施、浴場の管理及び老人クラブ等の地域間クラブ交流により、生きがいの場づくりを推進するために、老人福祉センターの適切な管理・経営を行います。
- (2) 区会、町内会、老人クラブ、子ども会、各趣味の会等の各種コミュニティ組織によるコミュニティ活動を活性化し、地域住民が快適で健全な日常生活を過ごせるように中央コミュニティセンターの管理・経営を行います。
- (3) 原則65歳以上の高齢者を対象とした健康体操教室「足腰弱らん教室」を週2回開催し、高齢者の介護予防の推進に努めます。

## 6. 生活支援通所事業

高齢者生活支援通所事業の受託運営を推進します。

- (1) 家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者に対し、車での送迎を行い、生活指導や健康状況確認、趣味の活動等を実施し、生きがいのある生活を送るための支援を行います。
- (2) 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行に向けて、高齢者生活支援通所事業のあり方について検討します。

## 7. 訪問介護事業

介護保険法、障害者総合支援法に基づくホームヘルパーによるサービス提供及び市行政のホームヘルパー派遣事業の受託運営を実施し、利用者の地域自立生活の支援を実施します。

《訪問介護事業（介護保険法及び障害者総合支援法）》

- (1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の利益を保護し、質の高いサービス提供に努めます。

- (2) 指定訪問介護事業者としてホームヘルパーの人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に努めます。
- (3) 介護保険法及び障害者総合支援法による事業の収入確保に努めます。
- (4) ホームヘルパー職員の処遇改善を継続して実施します。

#### 《ホームヘルパー派遣事業（市受託事業）》

- (1) 要介護認定で非該当（自立）と判定された高齢者へのホームヘルパー派遣事業を実施します。
- (2) 日常生活を営むのに支障がある高齢者及び身体障がい者の方がいる家庭で、居宅などの改良を行う住宅改修相談事業（リフォームヘルパー派遣）を受託し実施します。
- (3) 母子家庭等日常生活支援事業（ホームヘルパー派遣）を受託し実施します。
- (4) 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行に向けて、高齢者ホームヘルパー派遣事業のあり方について検討します。

### 8. 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、ケアマネージャーが利用者のケアマネジメントを行い、ケアプランの作成等の居宅介護支援を実施し、利用者の地域自立生活の支援を実施します。

- (1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の利益を保護し、質の高いサービス提供に努めます。
- (2) 指定居宅介護支援事業者として、ケアマネージャー等の人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に努めます。
- (3) 指定居宅介護支援事業者として、サービスの調整及び介護サービス計画の作成等介護支援に努めます。
- (4) 要介護認定訪問調査事業を受託し実施します。

(5) 介護保険法による事業の収入確保に努めます。

## 9. 障害者相談支援事業

障がいのある方及びその家族が必要な時にサービスの利用が出来るように相談支援事業を実施し、地域自立生活を支援します。

- (1) 市行政と連携し、障害者相談支援センターの基盤を強化し、障がい者の相談支援体制の充実に努めます。
- (2) 障がい者の地域移行・地域定着支援（一般相談支援事業）を行い、障がい者の地域生活をサポートします。
- (3) サービス等利用計画を作成する計画相談支援（特定相談支援事業）を行い、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けての支援や助言をします。
- (4) 関係機関との連絡調整を図り、利用者に対して、福祉情報の提供や定期的に訪問し状況把握に努めます。

## 10. 権利擁護推進事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるように支援します。

### 《成年後見センター事業》

- (1) 江南市成年後見センターの適正な運営基盤の強化に努めるとともに、成年後見制度の普及啓発に努めます。
- (2) 判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方々の権利を擁護する活動に努めます。
- (3) 成年後見制度等の相談や申立て手続きの準備の支援及び家庭裁判所の選任により、後見人となって支援します。

## 《日常生活自立支援事業》

- (1) 「日常生活自立支援事業」を実施し、自己判断能力が乏しい方への金銭・書類管理等を通じて、権利擁護の推進に努めます。
- (2) 日常生活に不安を抱えている認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で、自分ひとりで契約や金銭及び書類管理などの不安な方と契約し、生活支援員による金銭及び書類管理の支援を行います

### 1 1. 生活困窮者自立相談支援事業

「自立相談支援事業」を市行政より受託し、生活困窮者への包括的かつ継続的な相談支援体制の整備及び生活困窮者支援を通じた地域づくりに努めます。

- (1) 経済的困窮（生活保護を除く）や社会的孤立に陥っている方に対し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- (2) 支援プランに基づき包括的かつ継続的な支援を行うとともに、資源開発やネットワーク構築を通じた地域づくりに努めます。

### 1 2. 資金貸付事業

愛知県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金制度」及び「くらし資金制度」の相談窓口として、低所得者や障がい者世帯、高齢者世帯、離職者世帯への支援を行うとともに、本会が実施する「一時援護金貸付事業」を通じて、生活困窮者への支援を行います。

- (1) 各種貸付内容を把握し、相談者への適切な利用支援を行います。
- (2) 相談員を配置し、面接調査等の相談支援体制を強化します。
- (3) 民生委員の協力を得て、貸付対象者の生活状況の把握及び自立支援に努めます。
- (4) 生活困窮者への「一時援護資金」の貸付を推進し、面接調査と生活指導を強化し、貸付対象者の生活状況の把握及び自立支援に努めます。

### 13. 市民福祉基金事業

相互扶助の高揚と寄付の啓発を図るとともに、市民福祉基金の有効な運用や活用に努めます。

- (1) 個人及び法人の寄付の啓発に努めます。
- (2) 市民福祉基金の有効な運用に努めます。
- (3) 地域福祉活動を推進するための財源として、市民福祉基金を各種事業に充当します。